

令和３年度 労働報酬下限額の設定について

１ 工事請負契約

（１）新宿区労働報酬下限額設定にあたっての考え方

根拠条文：新宿区公契約条例第８条第１項第１号

区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

工事の請負契約：農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価（以下「公共工事設計労務単価」という。）

ア 労働者等・一人親方

【考えられる方策】

- ① 農林水産省及び国土交通省が令和２年３月に発表した東京都における公共工事設計労務単価の４７職種については、令和３年度の新宿区労働報酬下限額を、それぞれの単価額から１００分の９０を乗じて得た金額とする。ただし、今後、東京都における公共工事設計労務単価が変更になった場合は、その単価を基に算出する。
- ② 農林水産省及び国土交通省が令和２年３月に発表した東京都における公共工事設計労務単価のうち、設定されない職種「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」、「建築ブロック工」の４職種については、令和３年度の新宿区労働報酬下限額を、「タイル工」については「内装工」、「屋根ふき工」については「板金工」、「建具工」については「内装工」、「建築ブロック工」については「石工」の単価から１００分の９０を乗じて得た額とする。ただし、今後、東京都における公共工事設計労務単価が変更になった場合は、その単価を基に算出する。

<①説明>

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いる単価であり、農林水産省及び国土交通省が公共工事に従事する労働者の都道府県別賃金を職種ごとに調査し、賃金実態を正しく反映させた単価でもある。

区がこれまで施行していた「新宿区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱」（以下「要綱」という。）に基づく最低賃金水準額は、平成２８年度以降、東京都における公共工事設計労務単価の１００分の９０を乗じて得た額としてきた。さらに、令和２年度は「新宿区公契約条例」（以下「条例」という。）に基づく労働報酬下限額を同様の額とし、労働者等における適正な労働環境を確保してきた。

労働報酬下限額（最低賃金水準額）を、１００分の９０を乗じて得た金額とした理由は、仮に公共工事設計労務単価をそのまま労働報酬下限額（最低賃金水準額）とした場合、受注者等が労働者等の技術や経験に応じた賃金差を設ける際、受注者等に負担がかかるおそれがあるためである。

このことを踏まえ、今年度同様、『令和３年度の新宿区労働報酬下限額を東京都における公共工事設計労務単価の１００分の９０を乗じて得た額とする』という方策が考えられる。なお、東京都における公共工事設計労務単価の１００分の９０を乗じて得た金額は以下のとおりである。

<①具体的な金額>

１日あたり 単位：円

	職 種	労働報酬下限額		職 種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	２２，１４０	27	普通船員	２０，７９０
02	普通作業員	１９，３５０	28	潜水土	３６，９００
03	軽作業員	１３，８６０	29	潜水連絡員	２５，４７０
04	造園工	１９，０８０	30	潜水送気員	２５，２９０
05	法面工	２４，３９０	31	山林砂防工	２４，２１０
06	とび工	２４，５７０	32	軌道工	４０，６８０
07	石工	２４，５７０	33	型わく工	２３，４００
08	ブロック工	２２，７７０	34	大工	２３，０４０
09	電工	２２，９５０	35	左官	２４，９３０
10	鉄筋工	２４，８４０	36	配管工	２０，６１０
11	鉄骨工	２３，１３０	37	はつり工	２２，５９０
12	塗装工	２５，４７０	38	防水工	２６，９１０
13	溶接工	２７，１８０	39	板金工	２５，１１０
14	運転手（特殊）	２１，７８０	40	タイル工	
15	運転手（一般）	１８，０９０	41	サッシ工	２３，０４０
16	潜かん工	２７，０００	42	屋根ふき工	
17	潜かん世話役	３１，９５０	43	内装工	２４，９３０
18	さく岩工	２６，９１０	44	ガラス工	２２，４１０
19	トンネル特殊工	２６，４６０	45	建具工	
20	トンネル作業員	２１，８７０	46	ダクト工	２０，０７０
21	トンネル世話役	３０，２４０	47	保温工	２０，４３０
22	橋りょう特殊工	２７，０００	48	建築ブロック工	
23	橋りょう塗装工	２８，０８０	49	設備機械工	２０，７００
24	橋りょう世話役	３０，９６０	50	交通誘導警備員Ａ	１３，９５０
25	土木一般世話役	２２，２３０	51	交通誘導警備員Ｂ	１２，１５０
26	高級船員	２６，２８０			

【参考１】 条例(要綱)に基づく労働報酬下限額(最低賃金水準額)の設定状況

平成２２年度～平成２６年度	公共工事設計労務単価の１００分の	<u>８０</u> を乗じて得た額
平成２７年度	同上	１００分の <u>８５</u> を乗じて得た額
平成２８年度～令和２年度	同上	１００分の <u>９０</u> を乗じて得た額

【参考２】 公共工事設計労務単価に対する、契約業者（２,０００万以上）の労務単価割合

令和２年４月から令和２年１０月末まで

案件別平均	契約件数	構成比％	
１０５％以上	９	１８．８	１００％以上
１００～１０５％未満	７	１４．６	
９５～１００％未満	７	１４．６	９５％以上
９０～９５％未満	２５	５２．０	
計	４８	１００	

(参考) 平成３１年４月から令和元年１０月末まで

案件別平均	契約件数	構成比％	
１０５％以上	１０	１８．５	１００％以上
１００～１０５％未満	２７	５０．０	
９５～１００％未満	３	５．５	９５％以上
９０～９５％未満	１４	２６．０	
計	５４	１００	

【参考３】 令和２年度の都内公契約条例制定自治体における公共工事設計労務単価の設定状況

	千代田区	目黒区	世田谷区	渋谷区	足立区	国分寺市	多摩市	日野市
公共工事設計 労務単価に対 する割合	８８％	９０％	８５％	９０％	９０％	９０％	９０％	８５％

<②説明>

職種「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」、「建築ブロック工」については、十分な有効標本数が確保できないことから、東京都における公共工事設計労務単価が設定されていない。

令和３年度の新宿区労働報酬下限額については、今年度同様、各職種の内容に近い職種と同様の単価とする。

<②具体的な金額>

１日あたり

職種	左記職種の内容に近い職種	令和３年度 新宿区労働報酬下限額
タイル工	内装工	２４,９３０円
屋根ふき工	板金工	２５,１１０円
建具工	内装工	２４,９３０円
建築ブロック工	石工	２４,５７０円

イ 未熟練工（受注者等との合意の下、見習い・手元等の労働者）、年金等の受給のために賃金を調整している労働者（以下、「未熟練工等」という）

【考えられる方策】

未熟練工等における令和3年度の新宿区労働報酬下限額は、東京都における公共工事設計労務単価の職種“軽作業員”の100分の70を乗じて得た額とする。

<説明>

公共工事設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査において対象外として取り扱われる見習い・手元等は、各種の専門の職人の補助的作業・手伝いを行なう作業者となり、東京都における公共工事設計労務単価における職種においては“軽作業員”に近い業務内容となる。このため、見習い・手元等の労働者における令和3年度の新宿区労働報酬下限額については、東京都における公共工事設計労務単価の職種“軽作業員”をベースに、今年度同様、100分の70を乗じて得た金額とする方策が考えられる。

<①具体的な金額>

1日あたり

	労働報酬下限額
受注者等との合意の下、見習い・手元等の労働者、年金等の受給のために賃金を調整している労働者	10,780円

【参考】令和2年度の都内公契約条例制定他自治体における未熟練工等の労働報酬下限額の状況

目黒区	世田谷区	渋谷区	足立区	多摩市
東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70%	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70%	職員給与条例に定められた額を勘案	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の90%を乗じて得た額の77% (69.3%)	業務委託等の労働報酬下限額とのバランスを考慮し、総合的に決定

※千代田区、国分寺市、日野市については、労働者等と見習い・手元等を分けて設定はしていない。

2 業務委託契約・指定管理協定

(1) 新宿区労働報酬下限額設定にあたっての考え方

根拠条文：新宿区公契約条例第8条第1項第2号

区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

業務委託契約及び協定：新宿区職員の給与に関する条例（昭和27年新宿区条例第1号）第5条第1項第1号ロに掲げる行政職給料表（二）が適用される職員が初任給として受けるべき給料月額

【考えられる方策】

① 業務委託契約及び協定（神奈川県足柄下郡箱根町にある「新宿区立中強羅区民保養所」、山梨県北杜市にある「新宿区立区民健康村」、長野県北佐久郡立科町にある「新宿区立女神湖高原学園」における協定「以下、郊外施設の協定という。」を除く）における令和3年度の新宿区労働報酬下限額は、今年度同様、1時間あたり1,050円とする。

② 郊外施設の協定における令和3年度の新宿区労働報酬下限額は、1時間あたり、各施設の所在する県の、最低賃金法で定められている地域別最低賃金額とする。

- ・新宿区立中強羅区民保養所（神奈川県）は、1,012円（+1円）
- ・新宿区立区民健康村（山梨県）は、838円（+1円）
- ・新宿区立女神湖高原学園（長野県）は、849円（+1円）

() 内は前年度との比較

<①説明>

新宿区労働報酬下限額は、当該業務に従事する労働者等に対して支払われるべき報酬の下限額としている。また、業務委託等は、受注者が区の代わりに区の業務を行うものであることから、新宿区労働報酬下限額の決定の際には、区職員の技能系高卒程度の初任給である行政職（二）1級19号給をベースに算出される勤務一時間あたりの給与額1,100円が新宿区労働報酬下限額の目標水準と考えている。

一方、国の中央最低賃金審議会は、令和２年度地域別最低賃金額は、新型コロナウイルス感染症による経済・雇用への影響を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当である旨を公表し、東京都は、東京都最低賃金は現行どおりが適当であると答申した。

このような状況から、令和３年度の新宿区労働報酬下限額は、今年度同様、東京都最低賃金額より３７円高い１，０５０円とする考え方がある。

また、昨年まで区の労働報酬下限額（最低賃金水準額）が毎年２０円から３０円程度引き上げられてきたこと、②特別区人事委員会勧告における令和２年給与改定率０．５８％の引き下げを考慮すると、今後、新宿区労働報酬下限額が目標としている区職員の高卒初任給相当額（１，１００円）に近づくものと考えられる。

<①具体的な金額>

令和３年度の新宿区労働報酬下限額 ⇒ １，０５０円 ±０円

【参考１】要綱又は条例に基づく最低賃金水準額の推移（新宿区）<各年４月に変更>

設定年度	30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度(案)
時間単価 (１時間あたり)	９９０円	１，０２０円	１，０５０円	１，０５０円
前年との差額	+２０円	+３０円	+３０円	±０円

【参考２】最低賃金額の推移(東京都)<各年１０月に変更>

発効年月	30年	令和元年	令和２年	令和３年
最低賃金額 (１時間あたり)	９５８円	９８５円	１，０１３円	１，０１３円
前年との差額	+２６円	+２７円	+２８円	±０円

【参考3】令和2年人事院勧告の主な概要

- (1) 民間事業所における昨年8月から本年7月までの直近1年間のボーナスに関する支給割合を調査（約12,000事業所）した結果、特別給（期末手当・勤勉手当）については、民間支給割合4.46月分を勘案し、支給割合を0.05月引き下げる（4.45月）。
- (2) 民間事業所における令和2年4月分給与を調査（約12,000事業所の約43万人の個人別給与）した結果、月例給については、民間給与との較差（△0.04%）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給については、改定を行わない（据え置き）。

【参考4】令和2年特別区人事委員会勧告の主な概要

- (1) 民間事業所における昨年8月から本年7月までの直近1年間のボーナスに関する支給割合を調査（対象1,107事業所）した結果、特別給（期末手当・勤勉手当）については、民間支給割合4.60月分を勘案し、支給割合を0.05月引き下げる（4.60月）。
- (2) 月例給については、調査結果に基づき改めて必要な報告及び勧告を行う。

【参考5】令和2年東京都人事委員会勧告の主な概要

- (1) 民間事業所における昨年8月から本年7月までの直近1年間のボーナスに関する支給割合を調査（対象1,228事業所）した結果、特別給（期末手当・勤勉手当）については、民間支給割合4.57月分を勘案し、支給割合を0.1月引き下げる（4.55月）。
- (2) 月例給については、調査結果に基づき改めて必要な報告及び勧告を行う。

【参考6】都内公契約条例制定自治体の令和2年度労働報酬下限額の設定状況

自治体	業務委託・指定管理 協定（1時間当たり）	対象となる公契約
千代田区	1,095円～	3,000万円以上
目黒区	1,070円	1,000万円以上
世田谷区	1,130円	2,000万円以上
渋谷区	1,118円	1,000万円以上
足立区	1,060円	9,000万円以上
多摩市	1,046円～	1,000万円以上
国分寺市	1,036円	1,000万円以上
23区平均	1,037円	

<②説明>

区は、区民の保養施設（宿泊施設）として、次の３施設を運営しており、これらの施設は指定管理者制度を導入している。1時間あたり

	施 設 名	所 在 地	令和３年度 労働報酬下限額 (最低賃金額)
区民保養施設	中強羅区民保養所 「箱根つつじ荘」	神奈川県足柄 下郡箱根町	1, 0 1 2 円
	区民健康村 「グリーンヒル八ヶ岳」	山梨県北杜市 長坂町	8 3 8 円
区外学習施設	女神湖高原学園 「ヴィレッジ女神湖」	長野県北佐久 郡立科町	8 4 9 円

区民保養施設及び区外学習施設などの郊外施設が所在する県の令和２年の最低賃金額は表のとおりである。新宿区公契約条例制定以前は、指定管理者制度の中で労働者等に最低賃金額以上の報酬を支払うといった運用をしており、労働者等の労働環境を適正に確保してきた。一方で、各県の最低賃金額は東京都の最低賃金額１，０１３円より低い。

これらの事情を勘案し、郊外施設における協定の新宿区労働報酬下限額を各県の最低賃金額とする方策が考えられる。